自由提案型優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

圧送(後付・移動可能)便器

Mobile Pressure Pomping Water Closets

BLFS:2007-01

2007年5月25日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

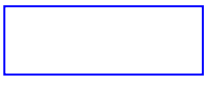

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

自由提案型優良住宅部品認定基準
圧送（後付・移動可能）便器

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法

Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 圧送（後付・移動可能）便器のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供

Ⅲ．附則

自由提案型優良住宅部品認定基準

圧送（後付・移動可能）便器

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅の居室等に設置され、主として高齢者等の排泄行為の支援を目的とし、汚物を粉砕・圧送排水する機能を持ち、室内移動が可能な腰掛式便器に適用する。

2. 用語の定義

a) 便器：便鉢、便鉢と連結された汚物粉砕・圧送排水装置で構成されたものをいう。

b) 汚物：人体より排出される糞、尿、及び水溶性のトイレットペーパー類をいう。

c) 異物：汚物以外のものをいう。

d) 汚物粉砕・圧送排水装置：汚物を粉砕する粉砕部、粉砕された汚物を一時的に貯留する排水タンク部、粉砕された汚物を強制的に排水管又は汚水マスに圧送排水するポンプ等で構成された装置をいう。

e) 給水コンセント：給水専用接続継手をいう。

f) 給水ホース：便器と給水コンセントを連結する可とう性を有したものをいう。

g) 排水コンセント：排水専用接続継手をいう。

h) 排水ホース：便器と排水コンセントを連結する可とう性を有したものをいう。

i) ホースカバー：f)記載の給水ホース、及びh)記載の排水ホースを覆うカバーをいう。

j) 肘掛け：座る、姿勢を保持する、立ち上がる等の動作を補助するために使用する手すり部材をいう。

k) 背もたれ：座る、姿勢を保持する等の動作を補助するために使用する背中を保持する部材をいう。

l) 洗浄水量：給水圧力0.2MPa（流動時）での１回の洗浄操作における全排出水量をいう。

m) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

n) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

o) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理等をその範囲に加える。

p) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

標準的な部品の構成は表－１による。

表－１　構成

構成部品		構成の別（注）	備　考
便器	便鉢	●	※　温水洗浄便座の性能は、別添1による。
	汚物粉砕・圧送排水装置	●	
自動便器洗浄機能付き温水洗浄便座※		●	
リモコン		●	
給水コンセント・給水ホース		●	
排水コンセント・排水ホース		●	
ホースカバー		●	
肘掛け		○	
背もたれ		○	
紙巻器		○	

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a)　給水コンセント・排水コンセントの取り付け

b)　給水コンセントと給水ホースの接続

c)　排水コンセントと排水ホースの接続

d)　便器と給水ホース・排水ホースの接続

e)　その他構成部品の取り付け

6. 寸法

a)　便器の寸法は、JIS A 5207：2005（衛生陶器）の 7.1「形状・寸法」の重要な寸法に準拠する。

b)　寸法許容差は、JIS A 5207：2005（衛生陶器）の 7.2「寸法許容差」による。

c)　給水ホースの口径は、20㎜以下とする。

d)　排水ホースの口径は、25㎜以下とする。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a)　便器及び構成部品の品質
　便器及び構成部品は必要な品質が確保されること。

b)　便器の騒音
　洗浄・排出時は、著しい騒音とならないこと。

c)　洗浄・排出・搬送
　洗浄を行った際に、十分な洗浄性能、汚物の排出性能及び搬送性能を有すること。

d)　後付対応への配慮
　既存住宅の居室等へのいずれの場所に対しても、設置および撤去が容易にできる給水・排水機構を有すること。

e)　移動性への配慮
　便器は、必要に応じて移動できる装置を有すること。

f)　高齢者・障害者等への配慮
　高齢者・障害者等が使用しやすい形状等を有すること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a)　強度
　通常の設置状態において、使用上支障がないよう構成部品の強度が確保されていること。

b)　安定性
　通常の使用方法において、便器の転倒安定性とすべり安定性が確保されていること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a)　便器及び構成物品の形状と構造
　便器及び構成物品は、人体に安全な形状および構造であること。

b)　安全装置
　使用時の安全性が確保できる安全装置を備えていること。

c)　電気設備の絶縁抵抗、絶縁耐力及び耐湿絶縁
　電気設備の絶縁抵抗、絶縁耐力及び耐湿絶縁が適切であること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a)　使用材料の安全性
　便蓋、便座等の使用材料は、人体に有害でないこと。

b)　耐汚染性及び衛生性
　人体に悪影響を及ぼさないよう、耐汚染性及び衛生性を有すること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

　火災に対する安全性の配慮がなされていること。

1.3 耐久性の確保

a)　耐久性

便器および構成部品は、十分な耐久性を有すること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 圧送（後付・移動可能）便器のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1　適切な品質保証の実施

a)　保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b)　無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵(施工の瑕疵を含む。)について、２年以上でメーカーの定める年数以上とする。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

運用方針：
　無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1　維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2　補修及び取替えへの配慮

a)　構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b)　主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c)　取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d)　住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4　確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1　相談窓口の整備

a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2　維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3　維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3　適切な施工の担保

2.3.1　適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2　施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
　施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1　基本性能に関する情報提供

圧送（後付・移動可能）便器に関する基本的な事項についての情報のうち所用事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2　使用に関する情報提供

圧送（後付・移動可能）便器の使用について、所用事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

運用方針：

保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3　維持管理に関する情報提供

圧送（後付・移動可能）便器の専門的な維持管理の実施に要する所用の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者等に適切に提供されること。

3.4　施工に関する情報提供

圧送（後付・移動可能）便器の施工について、所用の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．附則

１．この認定基準（圧送（後付・移動可能）便器　ＢＬＦＳ：２００７―０１）は、２００７年５月２５日から施行する。